

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 四七
- 生活保護法による指定介護機関の事業所の名称を変更した旨届出があった件 四六
- 生活保護法による指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった件 四六
- 生活保護法による指定介護機関の事業者の所在地を変更した旨届出があった件 四九
- 道路の区域を変更する件三件 四九
- 道路の供用を開始する件 四九
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 四〇
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 四〇
- 肥料の登録の有効期間を更新した件 四〇
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件二件 四二
- 随意契約の相手方を決定した件二件 四三
- 福島県選挙管理委員会  
個人演説会等を開催することができる施設として指定した旨報告があった件 四四
- 不在者投票のできる施設として指定した件 四四

## 告 示

**福島県告示第四百五十六号**  
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立

の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。  
 平成二十八年七月十二日  
 福島県知事 内 堀 雅 雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
サンプラス 調剤薬局	須賀川市南町 九三	有限会社サ ンプラス	須賀川市南町九 三	平成二八年 四月一日	居宅療養 管理指導 介護予 防居宅療 養管理指 導
すみれ薬局	須賀川市宮先 町二五一一	有限会社フ ジ薬局	須賀川市本町四 七	同 日	同
薬局アップ ルケアネッ ト保原店	伊達市保原町 大泉字大地内 一一四一一	株式会社アッ プルケアネッ ト	東京都江戸川区 西小岩五一一八 六	同 二年 二月一日	同
石裡デイサー ビスセンター	南相馬市原町 区大木戸西 原七一一一	社会福祉法 人南相馬福 祉会	南相馬市原町区 高見町二一七〇	同 年 五月二三日	通所介護 介護予 防通所介 護
ハーモニ 松長	会津若松市一 箕町松長五 一一一三一	社会福祉法 人心愛会	郡山市緑ヶ丘東 六一二六一一	同 年 四月一四日	小規模多 機能型居 宅介護 認知症対 応型共同 生活介護 介護予 防小規模 多機能型 居宅介護

ハーマニー 猪苗代	耶麻郡猪苗代 町字城南一三 一一一	同	同	同	同	日	介護予 防認知症 対応型共 同生活介 護
ハーマニー 磐梯	耶麻郡磐梯町 大字磐梯字山 道三六六	同	同	同	同	日	介護予防 小規模多 機能型居 宅介護 介護予防 認知症対 応型共同 生活介護

(社会福祉課)

福島県告示第四百五十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の名称を変更した旨届出があった。

平成二十八年七月十二日

福島県知事 内堀雅雄

変更前	変更後	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
ドレミ薬局	ファアコス薬局 ドレミ	福島市南沢又字 上並松三一一一 二	株式会社 ファアコ ス	東京都千代田区 神田練堀町六八一 ムラタヤビ ル二階

(社会福祉課)

福島県告示第四百五十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十八年七月十二日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	変更前	変更後	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
事業所の所在地	変更前	変更後	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
南東北福島訪問 看護ステーション 結	福島市八木田字 中島一三二二 オフィスマテ リアル二階	福島市南沢又字 曲堀東三三二二	一般財団 法人脳神 経疾患研 究所	郡山市八山田字 中島七一五
アップル介護サ ビス	福島市鎌田字御 町一五〇四ウイ ル福島第五ビル 二階	福島市鎌田字御 町一七〇七	有限会社 ネットワー ク調剤	福島市鎌田字御 仮家四九
居宅介護支援事 業所よつ葉	福島市南矢野目 字鴨目五〇一三	福島市笹谷字中 條一七一三	株式会社 よつ葉介	福島市飯坂町平 野字林添七一

合同会社カム しあわせ本舗	須賀川市茶畑町 六四一	須賀川市浜尾字 前田一一五一	護センター 合同会社 カムしあわせ本舗	一 須賀川市浜尾字 前田一一五一
------------------	----------------	-------------------	---------------------------	------------------------

(社会福祉課)

福島県告示第四百五十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業者の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十八年七月十二日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
つるが薬局	会津若松市一箕町 鶴賀字堤二一六七	株式会社 医健	会津若松市中 央一一五一二 九 会津若松市松町 一一二九 西部 第二ビル

(社会福祉課)

福島県告示第四百六十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十八年七月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前後の敷地の幅員	延長
		(メートル)	(メートル)

県道熱塩 加納山都 西会津線	喜多方市山都町一ノ木 字飯豊山乙四七三二番 三二九林班と二小班地 先から 同 市山都町一ノ木 字飯豊山乙四七三二番 三二九林班と二小班地 先まで	変更前 七・五 一・二・七	変更後 八・五 三二・五	一〇三・五 一〇三・五
----------------------	---	---------------------	--------------------	----------------

(道路計画課)

福島県告示第四百六十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十八年七月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前後の敷地の幅員	延長
県道国見 福島線	伊達市片町五〇番地先 から 同 市片町四八番一地 先まで	変更前 六・四 一一・六	一三三・〇 一七・〇

(道路計画課)

福島県告示第四百六十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十八年七月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前後の敷地の幅員	延長
		(メートル)	(メートル)

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三九九号	伊達市岡前一〇番一 地 先から 同 市片町二〇番七地 先まで	変更前 変更後	一一・四 一五・四 一一・六 二〇・六	三三二・四 三三二・四

(道路計画課)

福島県告示第四百六十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十八年七月十二日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十八年七月十二日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道会津若松三島線	河沼郡柳津町大字久保田字大廻戸 一七六七番地先から 同 郡同 町大字久保田字大廻戸 二二一五番四地先まで	平成二十八年七月二二日

(道路計画課)

福島県告示第四百六十四号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十八年七月一日次のとおり指定した。  
平成二十八年七月十二日

福島県知事 内堀雅雄

氏名又は名称 住所 指定の有効期間

片桐 一利 福島市西中央五丁目五七番一  
平成二八年七月一日から  
平成三三年三月三十一日まで

島大森下町店  
福島市大森字下町一  
一番地

公 告

(出納総務課)

公告第百八十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
平成二十八年七月十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 申請のあった年月日  
平成二十八年五月三十一日
- 名称  
特定非営利活動法人ルワンダの教育を考える会
- 代表者の氏名  
永遠瑠 マリールイズ
- 主たる事務所の所在地  
福島県福島市野田町四丁目八番二十号
- 定款に記載された目的  
(変更前) この法人は、戦争で心身に傷ついたルワンダの子供達に対して、教育の機会を与え、民族や宗教政治思想にとらわれることなく、その人らしく生きていくための様々な教育支援に関する事業を行い、ルワンダの平和と発展に寄与することを目的とする。  
(変更後) この法人は、多くの尊い人命が失われたルワンダの内戦を歴史の教訓として、「教育は平和と発展の鍵」という理念のもと、未来を担うルワンダの子ども達に対して、広く教育の機会を与え、民族や宗教政治思想にとらわれることなく、その人らしく生きていくための様々な教育支援に関する事業を行い、世界の平和と発展に寄与するとともにその理念を広めることを目的とする。

(文化振興課)

公告第百八十一号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。  
平成二十八年七月十二日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号	肥料の	肥料の	保証成分量 (%)	その他	氏名又	住所	更新し
	登録	登録	窒素	りん	加里		た登録

(福島県)	種 類	名 称	全量	酸全量	全量	の規格	は名称	の有効期限
775	混合有機質肥料	混合有機質肥料コム	3.0	3.0	—	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	ニズホーキョーキョー有限公司	平成31年7月2日
776	なたね油かす及びその粉末	なたね油かすの粉末	5.0	2.0	1.0	該当事項なし。	株式会社満田屋 福島県松津若松市大町一丁目1番地25号	平成34年7月2日

(農業総合センター)

公告第百八十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十八年七月十二日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

棚倉町土地改良区

退任した役員

氏名

鈴木 正男

金澤 誠資

菊地 弘美

佐川 昭也

石井 博

住所

東白川郡棚倉町大字金沢内字中背戸続六〇番地一

町大字八槻字下馬橋七二番地二

町大字八槻字高渡一五五番地二

町大字北山本字平塩一六五番地一

町大字寺山字豊岡八六番地一

公告第百八十三号  
土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の

役員氏名	住所
和田 敏雄	同 町大字流字中豊三三番地
富岡 一清	同 町大字山際字屋敷前五八番地
緑川 良達	同 町大字大梅字大岩平二七三番地
須藤 俊一	同 町大字逆川字屋敷二九番地
薄井 喜雄	同 町大字堤字岩井戸一番地三
小林 達郎	同 町大字堤字羽黒東三六番地
石井 克一	同 町大字福井字井前六六番地一
兼子 和憲	同 町大字福井字井前五八番地五
白瀬 清政	同 町大字流字森下一九番地
八木沼 政昭	同 町大字流字森下一九番地
金澤 武市	同 町大字小貫字新屋敷一四番地
松本 一伺	同 町大字流字中豊三三番地
須藤 謙一	同 町大字流字中豊三三番地
鈴木 正男	同 町大字流字中豊三三番地
金澤 誠資	同 町大字流字中豊三三番地
小峰 勝吉	同 町大字八槻字豊作一四六番地一
藤田 賢一	同 町大字中山本字高瀬一〇〇番地一
石井 博	同 町大字寺山字豊岡八六番地一
和田 收	同 町大字流字中豊三三番地
岩本 文男	同 町大字富岡字田中前一八番地
緑川 一清	同 町大字大梅字大岩平二七三番地
薄井 喜雄	同 町大字堤字羽黒東三六番地
須藤 俊一	同 町大字堤字岩井戸一番地三
鈴木 正利	同 町大字天王内字屋敷二〇番地
薄井 喜一	同 町大字一色字ニシキ牧一八番地
松本 一伺	同 町大字玉野字天屋敷九番地
兼子 俊幸	同 町大字玉野字天屋敷九番地
白瀬 清	同 町大字流字森下一九番地
大河内 清美	同 町大字太田輪字二渡二一番地
梶 和夫	同 町大字流字豊都二一番地
片野 健一	同 町大字流字豊都二一番地
酒井 秀忠	同 町大字流字豊都二一番地

(農村計画課)

とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。  
平成二十八年七月十二日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称  
そうま土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 立谷 秀清

同 加藤 憲郎

同 坂本 正美

同 木口 仁

同 目黒 清明

同 目黒 正一

同 佐藤 裕一

同 佐畑 幸一

同 佐藤 保彦

同 天沼 一郎

同 堀内 義幸

同 渡部 義明

同 渡邊 精一

同 屋仲 敏行

同 小野内 善彦

監事

林 成徳

同 荒木 雅男

同 吉田 敏見

同 齋藤 義雄

就任した役員

役別 氏名

理事 立谷 秀清

同 加藤 憲郎

同 坂本 正美

同 目黒 清明

同 目黒 正一

同 佐畑 幸一

同 屋仲 敏行

同 佐藤 保彦

同 堀内 義幸

同 山田 登

同 荒孝市

住所

相馬市中村字川原町四三番地

相馬郡新地町杉目字五郎四郎一五番地

相馬市岩子字坂脇七三番地

同 市石上字籌平一八番地

相馬郡新地町杉目字飯樋六番地

相馬市黒木字町六〇番地の二

相馬郡新地町大字福田字鉄炮町二二八番地

相馬市成田字大作一六番地

同 市坪田字八幡前一四八番地

同 市日下石字高根沢七〇六番地

同 市磯部字手ノ沢三二八番地

同 市中野字北川原八八番地

同 市山上字遠藤一四四番地

同 市日下石字石橋一〇番地

同 市程田字朝日前一三一番地

相馬郡新地町大字真弓字水神六五番地

相馬市新田字南城一二五番地

同 市椎木字北原二九〇番地の一

同 市新沼字鹿島前二三四番地

住所

相馬市中村字川原町四三番地

相馬郡新地町杉目字五郎四郎一五番地

相馬市岩子字坂脇七三番地

相馬郡新地町杉目字飯樋六番地

相馬市黒木字町六〇番地の二

同 市成田字大作一六番地

同 市日下石字石橋一〇番地

同 市坪田字八幡前一四八番地

同 市磯部字手ノ沢三二八番地

同 市日下石字地之内二〇番地

相馬郡新地町大字福田字城ノ内三八番地

同	渡部 義明	相馬市中野字北川原八八番地
同	渡邊 精一	同 市山上字遠藤一四四番地
同	小野内 善彦	同 市程田字朝日前一三一番地
同	齋藤 均	同 市石上字籌平二三一番地
同	齋藤 義雄	同 市新沼字鹿島前二三四番地
同	横山 幸弘	同 市新田字南城一〇三番地
同	下浦 祐一	同 市大坪字山田二四〇番地
同	遠藤 満	同 市日下石字地之内二〇番地
同		相馬郡新地町大字福田字大町二二番地

(農村計画課)

**公告第184号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年7月12日

福島県県中流域下水道建設事務所長 青 山 徹

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥処分業務（県中浄化センター） 5,500 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成28年5月25日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
オリックス資源循環株式会社 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山313番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
34,344円（1 t 当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

（ 総 務 課 ）

**公告第185号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年7月12日

福島県県中流域下水道建設事務所長 青 山 徹

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥収集運搬業務（県中浄化センター） 5,500 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成28年5月25日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社リサイクル事業団 埼玉県吉川市大字加藤629番地1
- 5 随意契約に係る契約金額  
9,720円（1 t 当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

（ 総 務 課 ）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第六十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に規定する施設として次の施設を指定した旨、いわき市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十八年七月十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

指定年月日	平成二十八年六月二二日	指定施設の所在地	いわき市常磐湯本町上浅貝二二番地の一	指定施設の名 称	いわき市健康・福祉プラザ	指定施設の管 理 者	いわき市健康・福祉プラザ館長	聴衆席の面積	二三八平方メートル	聴衆席収容見込人員数	一二〇人
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

福島県選挙管理委員会告示第六十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六六条、第六十四條、第六十七條若しくは第六八十四條において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、平成二十八年六月二十九日次のとおり指定した。

平成二十八年七月十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

施設の名 称	社会福祉法人容雅会特別養護老人ホームサニーポート小名浜	施設の所在地	いわき市小名浜字神成塚一三三番地の一
--------	-----------------------------	--------	--------------------

社会福祉法人飛鳥地域密着型特別養護老人ホームはなまるファミリア

いわき市平上荒川字林作二〇三番一